

大山崎町総合評価落札方式実施要綱

令和8年7月

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山崎町が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項又は第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格及びその他の条件が本町にとってもっとも有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 総合評価競争入札の対象とする工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 企業の技術力等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他町長が必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価競争入札を適用する工事は、事業主管課と調整のうえ、大山崎町指名業者選定委員会の審議を経て選定するものとする。

(総合評価競争入札の種類)

第3条 総合評価競争入札の実施にあたっては、次の各号に掲げる方式のいずれかとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の品質を確保するために、簡易な施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された事項と入札価格を総合的に評価する方式。
- (3) 標準型 技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価競争入札の実施にあたっては、対象工事ごとに、あらかじめ次に掲げる場合において、学識経験者2名以上から、個別又は会議形式により意見聴取を行い、当該意見を踏まえ、当該工事の施工の決裁権者が決定する。ただし、(2)については、(1)の聴取において、併せて、当該落札者決定基準（評価項目及び評価基準をいう。）に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に、改めて意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。

(2) 落札者を決定しようとするとき。

(入札を行うにあたり周知する事項等)

第5条 総合評価競争入札を行おうとする場合は、次に掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 総合評価競争入札による旨

(2) 入札の評価に関する基準

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(4) その他必要と認める事項

(技術資料の提出等)

第6条 入札に参加しようとする者は、入札公告等に表示された期日までに技術資料を提出しなければならない。

2 技術資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は返却しない。

3 提出された技術資料は、その採否にかかわらず、公表しないものとする。

(技術資料の審査及び評価)

第7条 技術資料の審査及び評価は、大山崎町総合評価落札方式審査委員会条例（令和7年条例第32号）に基づく大山崎町総合評価落札方式審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で行うものとする。この場合において、審査委員会が必要と認めるときは、入札参加者から当該技術資料の説明を求めることができる。

(評価値の算出方法)

第8条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学識経験者の意見を踏まえ、加算方式により算出することができる。

(落札者の決定)

第9条 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、評価値の最も高い者とする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

3 落札となるべき同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果等の公表)

第10条 総合評価競争入札において落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名及び落札者名
- (2) 各入札参加者の入札金額及び落札金額
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値

(非落札者の説明要求)

第11条 入札参加者で落札者とならなかったものは、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して5日（大山崎町の休日を定める条例（平成2年条例第8号）に規定する町の休日を除く。）以内に落札者として決定されなかった理由の説明を求めることができる。

(技術提案が履行できなかった場合の措置)

第12条 総合評価競争入札により落札者を決定し契約締結をした工事において、契約の相手方の責めに帰すべき事由により、技術資料に記載された技術提案を満たす施工が行われない場合は、大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成19年告示第51号）に基づく措置を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、再度の施工が困難であるとき又は合理的でないときは、前項に規定する入札に係る参加資格の停止及び次に掲げる事項を求めることができるものとする。

- (1) 契約金額の減額
- (2) 違約金の徴収
- (3) 損害賠償の請求
- (4) 契約の解除

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。